

改正

平成28年3月15日規則第1号

平成28年3月28日規則第13号

宇佐市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び宇佐市景観条例（平成24年宇佐市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観計画の軽微な変更)

第2条 条例第7条第2項の規則で定める軽微な変更は、景観計画に記載のある地域の名称の変更に伴う変更その他景観計画に定められた重要な事項に影響を与えない変更とする。

(事前協議)

第3条 条例第9条第1項の規定による事前協議は、宇佐市景観計画区域内行為事前協議書（様式第1号）（以下「事前協議書」という。）により行うものとする。

2 次条第2項の規定は、事前協議書の提出について準用する。

(届出行為)

第4条 条例第11条第1項又は第3項の規定による届出は、宇佐市景観計画区域内行為（変更）届出書（様式第2号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定める図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、当該各号に定める縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

(1) 法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第2項第1号から第3号までに掲げる図書

(2) 条例第11条第2項第1号から第3号までに掲げる行為 次に掲げる図書

ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

エ その他参考となるべき事項を記載した図書

3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合していると認めるときは、適合通知書（様式第3号）によりその旨を当該届出をした者に対し通知するものとする。

4 第1項の規定による届出をした者は、前項の規定による通知を受けたときは、法第18条第1項本文に規定する期間を経過していない場合であっても、当該届出に係る行為に着手することができる。

（完了の届出）

第5条 条例第14条の規定による届出は、宇佐市景観計画区域内行為完了届（様式第4号）に位置図及び完了後の状況を示す写真を添付して行うものとする。

（勧告、命令）

第6条 法第16条第3項の規定による勧告は勧告書（様式第5号）、法第17条第1項又は第5項の規定による命令は命令書（様式第6号）により行うものとする。

（公表）

第7条 条例第16条第1項の規定による公表は、宇佐市公告式条例（平成17年宇佐市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う方法その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 市長は、条例第16条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与える旨その他必要な事項を勧告公表通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 前項の通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して10日以内（法第18条第1項の規定に反し、又は違反するおそれがあると市長が認める場合は5日以内）に、勧告の公表に対する意見書（様式第8号）により意見を述べなければならない。

（景観重要建造物の指定の提案）

第8条 法第20条第1項の規定による景観重要建造物の指定の提案は、景観重要建造物指定提案書（様式第9号）により行うものとする。

（景観重要建造物の通知等）

第9条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書（様式第10号）により行うものとする。

2 法第21条第2項に規定する標識は、景観重要建造物指定標識（様式第11号）によるものとする。

3 前項の標識は、良好な景観を妨げず、かつ、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

4 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書（様式第12号）により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の提案）

第10条 法第29条第1項の規定による景観重要樹木の指定の提案は、景観重要樹木指定提案書（様式第13号）により行うものとする。

（景観重要樹木の通知等）

第11条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書（様式第14号）により行うものとする。

2 法第30条第2項の規定に規定する標識は、景観重要樹木指定標識（様式第15号）によるものとする。

3 前項の標識は、良好な景観を妨げず、かつ、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

4 法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書（様式第16号）により行うものとする。

（景観まちづくり団体）

第12条 条例第19条第1項に規定する景観まちづくり団体の認定は、次に掲げる要件のすべてを満たしているものについて行う。

（1）当該団体の活動が良好な景観の形成に有効と認められるものであること。

（2）当該団体の活動が当該地区の多数の住民に支持されていると認められるものであること。

（3）次に掲げる事項が定められた団体規約を有しているものであること。

ア 目的

イ 名称

ウ 事務所の所在地

エ 活動の内容

オ 活動地区

カ 構成員に関する事項

キ 役員の数、任期及び職務に関する事項

ク 会議に関する事項

ケ 会費及び会計に関する事項

（景観まちづくり団体の認定申請）

第13条 条例第19条第1項の規定による団体の申請は、次に掲げる書類を提出して行うものとする。

- (1) 景観まちづくり団体認定申請書（様式第17号）
 - (2) 団体規約
 - (3) 団体の活動地区を示す図面
 - (4) 団体の構成員及び役員の氏名及び住所を記載した書類
 - (5) その他市長が必要と認めるもの
- （景観まちづくり団体の認定の通知）

第14条 市長は、前条に規定する申請があった場合において、景観まちづくり団体の認定をしたときは、景観まちづくり団体認定通知書（様式第18号）により、申請者に通知するものとする。

（景観まちづくり団体の変更の届出）

第15条 景観まちづくり団体の代表者は、当該団体の規約、役員又は役員の氏名若しくは住所に変更があったときは、景観まちづくり団体変更届出書（様式第19号）により市長に届け出なければならない。

（景観まちづくり団体の認定の取消）

第16条 市長は、条例第19条第3項の規定により景観まちづくり団体の認定を取り消したときは、景観まちづくり団体認定取消通知書（様式第20号）により、速やかにその団体の代表者に通知するものとする。

（表彰）

第17条 条例第20条第1項の規定による表彰の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 自主的かつ積極的な活動により顕著な功績があったもの
- (2) その他景観の形成に貢献したと認められるもの

2 条例第20条第2項の規定による表彰の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 新しい良好な景観の創出に資するもの
- (2) 歴史的な街なみ景観の形成及び保全に寄与しているもの
- (3) 周辺環境に調和したデザイン、色彩等について特に工夫したもの
- (4) その他良好な景観の形成に寄与していると認められるもの

（助成等）

第18条 条例第21条の規定による助成等の基準その他助成等に関し必要な事項は、別に定める。

（審議会の会長及び副会長）

第19条 宇佐市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の

互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第20条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議会の部会)

第21条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(審議会の庶務)

第22条 審議会の庶務は、建設水道部都市計画課において処理する。

(その他審議会の議事運営に関する事項)

第23条 第19条から前条までに定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(その他)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第24条の規定は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月15日規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日規則第13号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

(一面)

宇佐市景観計画区域内行為事前協議書		年 月 日
宇佐市長 宛て		印
届出者 住所 氏名 電話		印
宇佐市景観条例第9条の規定により、関係書類を添えて、事前協議の申し出をします。		
1	名 称	
2	行為の場所	
3	行為の期間	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
4	区域区分	都市計画区域 <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外 用途地域 地域
		都市計画法第53条許可 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 建ぺい率 % 容積率 %
		景観計画区域 <input type="checkbox"/> 景観形成重点地区 (<input type="checkbox"/> 街なみ形成ゾーン, <input type="checkbox"/> 街なみ調和ゾーン) 1. 四日市門前地区 2. 宇佐勅使街道地区 3. 下毛・折敷田地区 4. 善光寺地区 5. 特別沿道地区 () <input type="checkbox"/> 景観形成促進地区 1. 近代的街並み形成地区 2. 長洲漁村集落地区 3. 宇佐I.C.周辺地区 4. 石橋の風景保全地区 5. 航空隊跡地地区 6. 両合棚田地区 7. 幹線道路沿道地区 () <input type="checkbox"/> 指定なし
5	行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (修繕・模様替・色彩の変更)
		<input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (修繕・模様替・色彩の変更)
		<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土石類の採取等 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> その他 ()
6	設 計 者	事務所名: 所在地: 氏 名: 電話番号:
7	工事施工者	事務所名: 所在地: 氏 名: 電話番号:
8	連絡先 (内容確認等)	事務所名: 所在地: 氏 名: 電話番号:

※以下の欄には記入しないでください。

処 理 欄			
受 付 年月日		事前協議終了通知番号	第 号
		事前協議終了通知日	年 月 日
	※意見・指示事項		

行為の種類及び内容	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観に係る修繕 <input type="checkbox"/> 外観に係る模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	用途	構造			
			届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積	m ²	m ²	m ²	
		建築面積	m ²	m ²	m ²	
		延べ面積	m ²	m ²	m ²	
		高さ	m	m		
		階数	階建て			
		屋根	仕上材		色彩 (マンセル値)	
		外壁	仕上材		色彩 (マンセル値)	
		修繕、模様替 又は色彩の 変更に関する 事項	立面の各部位の合計面積			m ²
			外観の変更部分の見付面積			m ²
		特記事項				
	<input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観に係る修繕 <input type="checkbox"/> 外観に係る模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	種類・用途	構造			
			届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積	m ²	m ²	m ²	
		建築面積	m ²	m ²	m ²	
		高さ	m	m		
		外観	仕上材		色彩 (マンセル値)	
		修繕、模様替 又は色彩の 変更に関する 事項	立面の各部位の合計面積			m ²
			外観の変更部分の見付面積			m ²
特記事項						
<input type="checkbox"/> 土地の形質 の変更等 <input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土石類の採取等 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 (宅地の造成、開墾等)			届出部分	既存部分	合計	
		土地の面積	m ²	m ²	m ²	
		法面・擁壁の高さ	m	m	m	
	法面・擁壁の長さ	m	m	m		
	特記事項					
<input type="checkbox"/> 木竹の伐採		届出部分	既存部分	合計		
	行為の面積	m ²	m ²	m ²		
	特記事項					
<input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物() <input type="checkbox"/> 再生資源() <input type="checkbox"/> その他()		届出部分	既存部分	合計		
	土地の面積	m ²	m ²	m ²		
	堆積の高さ	m	m	m		
	堆積の期間	日間 年月日～		年月日		
	特記事項					

【注意】

○各面共通関係

1. 「□」のある欄は、該当する項目全てをチェック又は■で表示すること。
2. 届出書は2部提出してください。

○一面関係

1. 「届出者」欄には代理者、設計者、施工者の方ではなく、行為を行おうとする方の住所、氏名等を記入すること。
また、届出者が公共団体、法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
2. 「名称」欄については、当該行為に係る工事名等を記入してください。
(例 宇佐太郎邸 新築工事、○△ビル外壁改修工事など)

○二面関係

1. 「種類・用途」欄は、工作物の用途(例 煙突、飼料貯蔵する施設等)を、工作物のうち柵及び塀にあつては種類(例フェンス、ブロック塀等)を記入すること。
2. 「高さ」については、特段の定めがない限り、地盤面から建築物、工作物の最高の高さを記入すること。
3. 届出の対象となる部分が複数ある場合は、「二面」を用いて、届出の対象となるそれぞれの部分について記入すること。
この場合、届出の対象となるそれぞれの部分が、敷地内のどこに位置するかが分かるように、配置図に物件番号(例:建-1、建-2、工-1、・・・等)を記入すること。
4. 各欄内に記入しきれない場合は、特記事項若しくは添付する図面に記入すること。

様式第2号（第4条関係）

（一面）

宇佐市景観計画区域内行為（変更）届出書		年 月 日
宇佐市長 宛て		
届出者 住所 氏名 電話		印
景観法第16条第1項（第2項）の規定により、関係図書を添付して、次のとおり届け出ます。		
1	名称	
2	行為の場所	
3	行為の期間	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
4	区域区分	都市計画区域 <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外 用途地域 地域
		都市計画法第53条許可 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 建ぺい率 % 容積率 %
		景観計画区域 <input type="checkbox"/> 景観形成重点地区（ <input type="checkbox"/> 街なみ形成ゾーン、 <input type="checkbox"/> 街なみ調和ゾーン） 1. 四日市門前地区 2. 宇佐勅使街道地区 3. 下毛・折敷田地区 4. 善光寺地区 5. 特別沿道地区（ ） <input type="checkbox"/> 景観形成促進地区 1. 近代的街並み形成地区 2. 長洲漁村集落地区 3. 宇佐I.C.周辺地区 4. 石橋の風景保全地区 5. 航空隊跡地地区 6. 両合棚田地区 7. 幹線道路沿道地区（ ） <input type="checkbox"/> 指定なし
5	行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替え・色彩の変更）
		<input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替え・色彩の変更）
		<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土石類の採取等 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> その他（ ）
6	変更前適合通知番号	年 月 日 第 号
7	設計者	事務所名： 所在地： 氏名： 電話番号：
8	工事施工者	事務所名： 所在地： 氏名： 電話番号：
9	連絡先 （内容確認等）	事務所名： 所在地： 氏名： 電話番号：

※以下の欄には記入しないでください。

処 理 欄	
受 付 年月日	※意見・指示事項

(二面)

行為の種類及び内容	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観に係る修繕 <input type="checkbox"/> 外観に係る模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	用途	構造			
			届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積	m ²	m ²	m ²	
		建築面積	m ²	m ²	m ²	
		延べ面積	m ²	m ²	m ²	
		高さ	m	m		
		階数	階建て			
		屋根	仕上材		色彩 (マンセル値)	
		外壁	仕上材		色彩 (マンセル値)	
		修繕、模様替 又は色彩の 変更に関する 事項	立面の各部位の合計面積			m ²
			外観の変更部分の見付面積			m ²
		特記事項				
	<input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観に係る修繕 <input type="checkbox"/> 外観に係る模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	種類・用途	構造			
			届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積	m ²	m ²	m ²	
		建築面積	m ²	m ²	m ²	
		高さ	m	m		
		外観	仕上材		色彩 (マンセル値)	
		修繕、模様替 又は色彩の 変更に関する 事項	立面の各部位の合計面積			m ²
			外観の変更部分の見付面積			m ²
特記事項						
<input type="checkbox"/> 土地の形質 の変更等 <input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土石類の採取等 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 (宅地の造成、開墾等)			届出部分	既存部分	合計	
		土地の面積	m ²	m ²	m ²	
		法面・擁壁の高さ	m	m	m	
	法面・擁壁の長さ	m	m	m		
	特記事項					
<input type="checkbox"/> 木竹の伐採		届出部分	既存部分	合計		
	行為の面積	m ²	m ²	m ²		
	特記事項					
<input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物() <input type="checkbox"/> 再生資源() <input type="checkbox"/> その他()		届出部分	既存部分	合計		
	土地の面積	m ²	m ²	m ²		
	堆積の高さ	m	m	m		
	堆積の期間	日間 年月日～		年月日		
	特記事項					

【注意】

○各面共通関係

1. 「□」のある欄は、該当する項目全てをチェック又は■で表示すること。
2. 届出書は2部提出してください。

○一面関係

1. 「届出者」欄には代理者、設計者、施工者の方ではなく、行為を行おうとする方の住所、氏名等を記入すること。

また、届出者が公共団体、法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

2. 「名称」欄については、当該行為に係る工事名等を記入してください。

(例 宇佐太郎邸 新築工事、○△ビル外壁改修工事など)

○二面関係

1. 「種類・用途」欄は、工作物の用途(例 煙突、飼料貯蔵する施設等)を、工作物のうち柵及び塀にあつては種類(例フェンス、ブロック塀等)を記入すること。

2. 「高さ」については、特段の定めがない限り、地盤面から建築物、工作物の最高の高さを記入すること。

3. 届出の対象となる部分が複数ある場合は、「二面」を用いて、届出の対象となるそれぞれの部分について記入すること。

この場合、届出の対象となるそれぞれの部分が、敷地内のどこに位置するかが分かるように、配置図に物件番号(例:建-1、建-2、工-1、・・・等)を記入すること。

4. 各欄内に記入しきれない場合は、特記事項若しくは添付する図面に記入すること。

5. 景観計画区域内行為変更届出書を提出する場合は、変更となる箇所(「二面」欄のみ)は朱書きし、必要事項を記入すること。

様式第3号(第4条関係)

適合通知書

第 号
年 月 日

様

宇佐市長 印

年 月 日付けで届出のありました次の行為について、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合することを認めます。

なお、景観法第18条第2項に基づき、行為着手制限を解除します。

1 行為の名称

2 行為の場所 宇佐市

宇佐市景観計画区域内行為完了届

年 月 日

宇佐市長

宛て

届出者 住 所
氏 名
電 話

印

景観計画区域内における行為が完了したので、宇佐市景観条例第14条の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

行為の場所	宇佐市
適合通知番号	第 号
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
備 考	

添付書類

- ・位置図及び2方向以上からの完了写真を添付してください。

勧告書

第 年 月 日
号

様

宇佐市長 印

年 月 日付で届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないので、景観法第16条第3項の規定により、必要な措置をとるよう次のとおり勧告します。

なお、正当な理由なくこの勧告に従わない場合は、宇佐市景観条例第16条第1項の規定により、氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）並びに勧告の内容及びそれに従わない事実を公表する場合があります。

- 1 行為の名称
- 2 行為の場所 宇佐市
- 3 勧告事項

命令書

第 年 月 日 号

様

宇佐市長 印

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた形態意匠についての制限に適合しないので、景観法第17条第1項の規定により、必要な措置を講じるよう次のとおり命じます。

- 1 行為の名称
- 2 行為の場所 宇佐市
- 3 命令事項

（教示）

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宇佐市（市長が被告の代表者となります。）を被告として提起しなければなりません。ただし、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

勧告公表通知書

第 号
年 月 日

様

宇佐市長 印

年 月 日付け 号により行った勧告に対し、正当な理由なく従わないため、宇佐市景観条例第16条第1項の規定により、あなたの氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）並びに勧告の内容及びそれに従わない事実を公表することを予定しています。

意見がある場合は、宇佐市景観条例施行規則第7条第3項の規定により、様式第8号の勧告の公表に対する意見書に意見を記載し、下記の期限までに提出してください。

記

勧告の公表に対する意見書の提出履行期限 年 月 日

勧告の公表に対する意見書

<p>宇佐市景観条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり意見を述べます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宇佐市長 宛て</p> <p style="text-align: right;">提出者 住 所 氏 名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">印</p>	
勧 告 書	年 月 日 第 号
意 見	
備 考	

景観重要建造物指定提案書

年 月 日

宇佐市長 宛て

提案者 住所

氏名 印

電話番号

景観重要建造物の指定について、景観法第20条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり提案します。

1 建造物の名称			
2 建造物の所在地	宇佐市		
3 建造物の所有者	(氏名) (住所)		
4 建造物の概要	構造		
	階数		
	敷地面積	建築面積	延べ面積
	m ²	m ²	m ²
5 提案に係る外観の特徴 (提案理由)			

添付書類

- 1 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す図面(縮尺2,500分の1以上)
- 2 道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真
- 3 当該提案に係る所有者以外の所有者がいる場合は、その全員の合意を得たことを証する書類

景観重要建造物指定通知書

第 号
年 月 日

様

宇佐市長 印

次の建造物を景観重要建造物として指定しましたので、景観法第21条第1項の規定により通知します。

1 指 定 番 号	第 号
2 指 定 年 月 日	年 月 日
3 建 造 物 の 名 称	
4 建 造 物 の 所 在 地	宇佐市
5 建 造 物 の 所 有 者	(氏名) (住所)
6 指定に係る外観の特徴 (指定理由)	
7 指定する建造物と一体 となっている土地その他 の物件の範囲	

様式第11号 (第9条関係)

30cm以上			
景 観 重 要 建 造 物 指 定 標 識			
名称	指定番号	第	号
	指定年月日	年	月 日
	宇佐市		
			20cm 以上

景観重要建造物指定解除通知書

年 月 日

様

宇佐市長 印

景観重要建造物の指定を解除したので、景観法 27 条第 3 項において準用する同法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

1 指定番号	第 号
2 指定年月日	年 月 日
3 建造物の名称	
4 建造物の所在地	宇佐市
5 建造物の所有者	(氏名) (住所)
6 指定に係る外観の特徴 (指定理由)	
7 指定する建造物と一体 となっている土地その他 の物件の範囲	
8 解 除 理 由	

(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宇佐市（市長が被告の代表者となります。）を被告として提起しなければなりません。ただし、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

景観重要樹木指定提案書

年 月 日

宇佐市長 宛て

提案者 住所

氏名 印

電話番号

景観重要樹木の指定について、景観法第29条第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり提案します。

1 樹木の名称	
2 樹木の樹種	
3 樹木の所在地	宇佐市
4 樹木の所有者	(氏名) (住所)
5 提案に係る樹容の特徴 (提案理由)	

添付書類

- 1 当該樹木の位置及び周辺の状況を示す図面(縮尺2,500分の1以上)
- 2 道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真
- 3 当該提案に係る所有者以外の所有者がいる場合は、その全員の合意を得たことを証する書類

景観重要樹木指定通知書

第 号
年 月 日

様

宇佐市長 印

次の樹木について景観重要樹木として指定しましたので、景観法第30条第1項の規定により通知します。

1 指 定 番 号	第 号
2 指 定 年 月 日	年 月 日
3 樹 木 の 名 称	
4 樹 木 の 樹 種	
5 樹 木 の 所 在 地	宇佐市
6 樹 木 の 所 有 者	(氏名) (住所)
7 指定に係る樹容の特徴 (指定理由)	

様式第15号 (第11条関係)

30cm以上			
景 観 重 要 樹 木 指 定 標 識			
名称	指定番号	第	号
	指定年月日	年	月 日
			宇佐市
			20cm 以上

景観重要樹木指定解除通知書

年 月 日

様

宇佐市長 印

景観重要樹木の指定を解除したので、景観法第35条第3項において準用する同法第30条第1項の規定により次のとおり通知します。

1 指定番号	第 号
2 指定年月日	年 月 日
3 樹木の名称	
4 樹木の樹種	
5 樹木の所在地	宇佐市
6 樹木の所有者	(氏名) (住所)
7 指定に係る樹容の特徴（指定理由）	
8 解除理由	

(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宇佐市（市長が被告の代表者となります。）を被告として提起しなければなりません。ただし、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

景観まちづくり団体認定申請書

年 月 日

宇佐市長 宛て

団体の所在地
団体の名称
代表者の住所
代表者氏名 印
電話番号

宇佐市景観条例第19条第1項の規定による景観まちづくり団体としての認定を受けたいので、宇佐市景観条例施行規則第13条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

団体の名称	
団体の主たる事務所の所在地	
団体員の人数	
主たる活動内容	

添付書類

- 1 団体規約
- 2 団体の活動地区を示す図面
- 3 団体の構成員及び役員の氏名及び住所を記載した書類
- 4 その他市長が必要と認めるもの

景観まちづくり団体認定通知書

第 年 月 日
号 日

様

宇佐市長 印

貴団体を景観まちづくり団体として認定したので、宇佐市景観条例施行規則第14条の規定により下記のとおり通知します。

記

団体の名称	
団体の主たる 事務所の所在地	
認定年月日	

景観まちづくり団体変更届出書

年 月 日

宇佐市長

宛て

団体の所在地

団体の名称

代表者の住所

代表者氏名

電話番号

印

次のとおり変更が生じたので、宇佐市景観条例施行規則第15条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

変更が生じた期日	年 月 日	
変更があった事項		
変更の内容	変 更 前	変 更 後

添付書類（変更した点のみで可）

- 1 団体規約
- 2 団体の活動地区を示す図面
- 3 団体の構成員及び役員の氏名及び住所を記載した書類
- 4 その他市長が必要と認めるもの

景観まちづくり団体認定取消通知書

第 年 月 日 号

様

宇佐市長 印

景観まちづくり団体としての認定を取り消しましたので、宇佐市景観条例第 19 条第 3 項の規定により次のとおり通知します。

景 ま ち づ く り の 名 称	
認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	年 月 日
取 消 年 月 日	年 月 日
認 定 を 取 り 消 し た 理 由	

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宇佐市（市長が被告の代表者となります。）を被告として提起しなければなりません。ただし、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。